

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しななければならない
 混信防止機能は、次のとおりとする。

一〇六（略）

七 **五七GHz**を超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（次号に規定するものを除く。）については、次に掲げる機能
 イ・ロ（略）
 八〇十二（略）

（空中線電力の許容偏差）
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一〇八（略）	（略）	（略）
九 五七GHz を超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備	五〇	七〇
十〇十八（略）	（略）	（略）

2・3（略）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2〇10（略）

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しななければならない
 混信防止機能は、次のとおりとする。

一〇六（略）

七 **五九GHz**を超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（次号に規定するものを除く。）については、次に掲げる機能
 イ・ロ（略）
 八〇十二（略）

（空中線電力の許容偏差）
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一〇八（略）	（略）	（略）
九 五九GHz を超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備	五〇	七〇
十〇十八（略）	（略）	（略）

2・3（略）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2〇10（略）

- 11 四一GHzを超え四二GHz以下又は五四・二五GHzを超え**五七GHz**以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならぬ。
- 12 **五七GHz**を超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、一〇〇マイクロワット以下でなければならぬ。
- 13 〃 24 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

- 第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。
- 一〇十一 (略)
- 十二 **五七GHz**を超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの(次号に規定するものを除く。)
- イ・ロ (略)
- 十三 (略)

第四節の二十三 六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

(六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備)

第四十九条の二十五の三 五四・二五GHzを超え**五七GHz**以下の周波数の電波を使用する基地局(放送の業務の用に供するものを除く。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一〇四 (略)
- 2 (略)
- 3 五四・二五GHzを超え**五七GHz**以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(放送の業務の用に供するものを除く。)の無線設備(前項に規定するものを除く。)は、第一項第二号から第四号までに規定する条件に適合するもののほか、通信方式は、単向通信方式又は周波数分割複信方式若しくは時分割複信方式でなければならない。

別表第一号(第5条関係)

- 11 四一GHzを超え四二GHz以下又は五四・二五GHzを超え**五九GHz**以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならぬ。
- 12 **五九GHz**を超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、一〇〇マイクロワット以下でなければならぬ。
- 13 〃 24 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

- 第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。
- 一〇十一 (略)
- 十二 **五九GHz**を超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの(次号に規定するものを除く。)
- イ・ロ (略)
- 十三 (略)

第四節の二十三 六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

(六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備)

第四十九条の二十五の三 五四・二五GHzを超え**五九GHz**以下の周波数の電波を使用する基地局(放送の業務の用に供するものを除く。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一〇四 (略)
- 2 (略)
- 3 五四・二五GHzを超え**五九GHz**以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(放送の業務の用に供するものを除く。)の無線設備(前項に規定するものを除く。)は、第一項第二号から第四号までに規定する条件に適合するもののほか、通信方式は、単向通信方式又は周波数分割複信方式若しくは時分割複信方式でなければならない。

別表第一号(第5条関係)

(表 略)

1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) 54.25GHz を超え 57GHz 以下の周波数の電波を使用するもの
((8) に掲げるものを除く。) 200 (10⁻⁶)
(16)～(19) (略)

32・33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、952MHz を超え 957.6MHz 以下(移動体識別用に限る。)、2,400MHz 以上 2,483MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、57GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～52 (略)

別表第二号 (第6条関係) (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～32 (略)

33 22GHz 帯、26GHz 帯又は 38GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が 1W 以下の送信設備であつて、54.25GHz を超え 57GHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1) に規定す

(表 略)

1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) 54.25GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用するもの
((8) に掲げるものを除く。) 200 (10⁻⁶)
(16)～(19) (略)

32・33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、952MHz を超え 957.6MHz 以下(移動体識別用に限る。)、2,400MHz 以上 2,483MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、59GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～52 (略)

別表第二号 (第6条関係) (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～32 (略)

33 22GHz 帯、26GHz 帯又は 38GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が 1W 以下の送信設備であつて、54.25GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1) に規定す

る値にかかわらず、 $50\mu W$ 以下である値とする。
34～52 (略)

る値にかかわらず、 $50\mu W$ 以下である値とする。
34～52 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許（以下「免許等」という。）を受けている六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下、「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成三十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成三十三年十二月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件は、平成三十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に受けている六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、平成三十三年十二月三十一日までの間において、なお有効とする。

5 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から平成三十二年十二月三十一日までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。